

令和6年第2回農業委員会議事録

令和6年2月26日

下妻市農業委員会

令和6年第2回下妻市農業委員会会議録

1. 日 時 令和6年2月26日(月) 午後1時30分

2. 場 所 下妻市役所4階 会議室4-1・4-2

3. 議 案

第1号 農地法第4条の規定による許可申請に対する処分について

第2号 農地法第5条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について

第3号 農地法第5条の規定による賃借権設定許可申請に対する処分について

第4号 農地法第5条の規定による使用貸借権設定許可申請に対する処分について

第5号 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について

第6号 現況証明書の交付決定について

第7号 下妻市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について

4. 報 告

第1号 農地法第32条の規定による利用意向調査に係る結果について

第2号 制限除外の農地の移動届出について

第3号 農地法第18条第6項の規定による通知書受理について

出席委員次のおり

1番 高橋 克己

2番 鶴見 清忠

3番 結束 乾一

4番 野村 操

5番 栗原 三郎

6番 鈴木 政良

7番 中山 悟

8番 吉川 利幸

10番 草間 進

11番 白井 安男

12番 笠島 修

13番 羽賀 茂

14番 齊藤 森一

15番 稲川 広美

16番 飯村 春夫

17番 程塚 裕行

18番 塚田 好克

19番 齋藤 孝夫

欠席委員次のおり

9番 飯島 晴彦

出席職員次のおり

局長 塚越 剛

局長補佐 杉田 由里子

係長 渡辺 広行

主事 綿貫 千秋

(午後1時30分 開会)

議長(会長 齋藤孝夫君)

ただいまから、令和6年第2回下妻市農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は、18名であります。欠席の届出は9番 飯島 晴彦 君であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

なお、本日の議事録署名委員は15番 稲川 広美 君、16番 飯村 春夫 君 の両名を指名いたします。

それでは、議事に入ります。

はじめに、議案第1号、農地法第4条の規定による許可申請に対する処分についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長(塚越剛君)

1ページ並びに、参考資料の1ページをお開き願います。

議案第1号、農地法第4条の規定による許可申請につきましては、今回1件の申請であります。ご説明申し上げます。

処理番号1号、申請地、原地内、登記、畑、現況、宅地、347㎡の内123㎡、平成15年12月頃より自己住宅敷地の一部として、無断転用していたことから、始末書添付の上、申請するものであります。

農地区分及び許可方針につきましては、渡辺係長から説明いたします。

事務局(渡辺広行君)

農地法に基づく農地区分及び許可方針についてご説明いたします。

議案書は1ページ、参考資料は、1ページ・2ページをご覧ください。

処理番号1号、立地基準の農地区分につきましては、用途地域内にある農地であるため、第3種農地と判断され、許可方針は原則許可でございます。また、一般基準につきましては、農地転用の必要性など、支障のない計画となっております。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長(会長 齋藤孝夫君)

説明を終わります。次に担当委員の調査について、報告願います。

(議案第1号)

処理番号1号:鈴木委員

議案第1号 処理番号1号について報告いたします。申請地は、千代川郵便局から南西へ約150mにあり、すでに住宅敷地として利用されており、その内容は始末書で確認しました。2月21日、地区委員3名、事務局職員綿貫主事と現地調査を行いました。申請人への確認は、自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、住宅敷地を拡張することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく願います。

議長(会長 齋藤孝夫君)

調査結果について発言はありませんか。

(「なし」と発する者あり)

議長(会長 齋藤孝夫君)

なければお諮りいたします。本案につきましては、申請のとおり処分することに異議ありませんか。

(「異議なし」と発する者あり)

議長(会長 齋藤孝夫君)

異議なしと認め、左様決しました。

続いて、議案第2号、農地法第5条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長(塚越剛君)

2ページ並びに参考資料の3ページをお開き願います。

議案第2号、農地法第5条の規定による所有権移転許可申請につきましては、今回6件の申請であります。ご説明申し上げます。

処理番号1号、申請地、大宝地内、畑、498㎡、申請理由は、既存事業用地が手狭であるため、隣接する申請地に事務所兼作業所を設け、経営する会社に貸すものでございます。

参考資料の5ページをお開き願います。

処理番号2号、申請地、加養地内、登記、田、現況、雑種地、453㎡、平成10年10月頃より、経営する会社の資材置場として無断転用していたため、始末書添付の上、申請するものでございます。

参考資料の7ページをお開き願います。

処理番号3号、申請地、下木戸地内、畑、396㎡、転用目的は、自己住宅の建築でございます。

3ページ並びに参考資料の9ページをお開き願います。

処理番号4号、申請地、黒駒地内、畑、625㎡、転用目的は、既存車両置場が手狭であるため、事業所に隣接する申請地に車両置場を設けるものでございます。

参考資料の11ページをお開き願います。

処理番号5号、申請地、古沢地内、田、939㎡、転用目的は、土木事業の拡大により、申請地に資材置場を設けるものでございます。

参考資料の13ページをお開き願います。

処理番号6号、申請地、下妻地内、畑、862㎡、申請理由は、集合住宅を建築するため、令和5年9月25日付けで許可を受け、所有権移転したが、都合により転用事業者を変更し事業を承継するものでございます。

農地区分及び許可方針につきましては、渡辺係長から説明いたさせます。

事務局(渡辺広行君)

農地法に基づく農地区分及び許可方針についてご説明いたします。

議案書は2ページ、参考資料は、3ページ・4ページをご覧ください。

処理番号1号、立地基準の農地区分につきましては、鉄道の駅から500m以内にある農地であるため、第2種農地と判断され、他の転用候補地で事業を達成する見込みがないことから、許可方針は原則許可でございます。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。

参考資料は、5ページ・6ページをご覧ください。

処理番号2号、立地基準の農地区分につきましては、10ha以上の区域内にある農地であるため、第1種農地と判断され、許可方針は原則許可ですが、業務上必要であり、かつ、住宅が70m以内に6戸以上、立地している集落に接続して設置されるものであることから、不許可の例外に該当いたします。また、一般基準につきましては、農地転用の必要性など、支障のない計画となっております。

参考資料は、7ページ・8ページをご覧ください。

処理番号3号、立地基準の農地区分につきましては、10ha未満の小規模区域内にある農地であるため、第2種農地と判断され、他の転用候補地で事業を達成する見込みがないことから、許可方針は原則許可でございます。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。農地法以外の他法令につきましては、汚水・雑排水処理計画における下妻市の放流承認が申請済みとなっております。

議案書は3ページ、参考資料は、9ページ・10ページをご覧ください。

処理番号4号、立地基準の農地区分につきましては、10ha未満の小規模区域内にある農地であるため、第2種農地と判断され、他の転用候補地で事業を達成する見込みがないことから、許可方針は原則許可でございます。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。

参考資料は、11ページ・12ページをご覧ください。

処理番号5号、立地基準の農地区分につきましては、10ha以上の区域内にある農地であるため、第1種農地と判断され、許可方針は原則許可ですが、業務上必要であり、かつ、住宅が70m以内に6戸以上、立地している集落に接続して設置されるものであることから、不許可の例外に該当いたします。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。

参考資料は、13ページ・14ページをお開き願います。

処理番号6号、立地基準の農地区分につきましては、10ha未満の小規模区域内にある農地であるため、第2種農地と判断され、他の転用候補地で事業を達成する見込みがないことから、許可方針は原則許可でございます。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。農地法以外の他法令につきましては、汚水・雑排水処理計画において、下妻市の放流承認が申請済みとなっております。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長(会長 齋藤孝夫君)

説明を終わります。次に担当委員の調査について、順次報告願います。

(議案第 2 号)

処理番号 1 号: 白井委員

議案第 2 号 処理番号 1 号について報告いたします。申請地は、大宝小学校から北東へ約 200m にあり、耕作されておらず、雑草が繁茂していました。2 月 21 日、地区委員 2 名、事務局職員堤主事と現地調査を行いました。申請人への確認は、譲受人には自宅訪問にて行い、また、譲渡人にも自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、貸事業用地へ転用することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

処理番号 2 号: 草間委員

議案第 2 号 処理番号 2 号について報告いたします。申請地は、下妻第二高等学校第 2 運動場から西へ約 150m にあり、すでに資材置場として利用されており、その内容は始末書で確認しました。2 月 22 日、地区委員 2 名、事務局職員綿貫主事と現地調査を行いました。申請人への確認は、譲受人には会社訪問にて行い、また、譲渡人には電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、貸資材置場へ転用することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

処理番号 3 号: 栗原委員

議案第 2 号 処理番号 3 号について報告いたします。申請地は、下妻保育園から北へ約 200m にあり、休耕でしたが、きれいに管理されていました。2 月 21 日、地区委員 2 名、事務局職員堤主事と現地調査を行いました。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、また、譲渡人には自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、自己住宅へ転用することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

処理番号 4 号: 鶴見委員(代理報告)

議案第 2 号 処理番号 4 号について報告いたします。申請地は、上妻小学校から西へ約 1.6km にあり、耕作されておらず、雑草が繁茂していました。2 月 21 日、地区委員 2 名、事務局職員綿貫主事と現地調査を行いました。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、また、譲渡人には自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、車両置場へ転用することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

処理番号 5 号: 齊藤(森)委員

議案第 2 号 処理番号 5 号について報告いたします。申請地は、弘徳保育園から南東へ約 400m にあり、水稻の作付け後、きれいに管理されていました。2 月 21 日、地区委員 1 名、事務局職員綿貫主事と現地調査を行いました。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、また、譲渡人にも電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、

資材置場へ転用することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

処理番号 6 号:稲川委員

議案第 2 号 処理番号 6 号について報告いたします。

申請地は、下妻保育園から南東へ約 100m にあり、耕作されておりませんが、除草されており管理されていました。2 月 21 日、地区委員 2 名、事務局職員堤主事と現地調査を行いました。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、また、譲渡人にも電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、集合住宅へ転用することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

議長(会長 齋藤孝夫君)

調査結果について発言はありますか。はい、野村委員。

野村委員

処理番号 4 号について、譲受人の欄に代表社員とあります。役職名は取締役等が一般的だと思いますが。それと、外国籍の人が土地を取得した後、そのままにして本国へ帰ってしまったときに、農地が荒れてしまうということを聞いたことがあります。そのことについて、事務局に伺います。

議長(会長 齋藤孝夫君)

事務局、お願いします。

事務局(渡辺広行君)

野村委員のご質疑にお答えいたします。まず 1 点目の代表社員について、株式会社であれば代表取締役となりますが、合同会社という形態で簡素化して法人を組織できるというものがあまして、こちらも法人形態となっております。合同会社では、1 名の代表者として、代表社員を置く形になります。

もう 1 点の、外国籍の人が土地を取得した後に本国に帰ってしまった場合、市内では把握はしていませんが、他県・他市町村でのそのような事案の報道等を見ております。国でも注視していて、外国人の土地取得についての調査が毎月事務局にきております。その調査を含め、国、県、市町村とも現状を把握し、注意していかなければならないことですので、そのような事案がでましたら、下妻の農地や転用した土地などがそのままにならないような手立てを、県や関係課と協力して、協議していくことが必要になると考えております。

議長(会長 齋藤孝夫君)

野村委員、いかがですか。

野村委員

この問題は、下妻市の農業委員会だけで解決できるような問題ではないと思いますので、何かの折に、

市・県・国へ発信していただければと思います。

議長(会長 齋藤孝夫君)

そのようにしたいと思います。その他、発言はありませんか。塚田会長職務代理者。

塚田会長職務代理者

処理番号2号について、始末書添付で、平成10年10月頃から無断転用をしているということです。この隣にある資材置場は、いつ頃許可を受けたのか、もしかしたら、分かっている無断転用していたのかという懸念があったのでお聞きいたします。

事務局(渡辺広行君)

議案書にも記載がありますが、資材置場として使用していたのは、平成10年10月からで20数年ぐらい経っています。事務局としても、どの時点か分かりませんが、もう農地として使われていないことを確認をされていて、地目も現況雑種地で、農地台帳の取扱いをしているという状態でございます。

今回、なぜ申請が上がってきたかという、賃貸借契約は切れていないのですが、譲渡人が譲受人に土地を買ってほしいという話になったために、窓口へ相談にきたところ、無断転用が分かりました。本人に無断転用という自覚があったかどうかまでは分かりませんが、是正しながら土地の売買をしてもらうという形になりました。

塚田会長職務代理者

そういうことではなくて、この程度のこの狭い土地であれば、最初から全体を資材置場として転用するべきではなかったのかと思いました。例えば次の議案第3号処理番号1号でもできてますが、無断転用という傾向があるのではないかと思ってお聞きしました。

議長(会長 齋藤孝夫君)

事務局、お願いします。

事務局(渡辺広行君)

失礼いたしました。参考資料5ページ6ページを見ていただくと、議案第3号処理番号1号でも、始末書添付の上、是正の申請がなされています。恐らく、下子水海道線を拡幅する前は、もう少し大きな面積を資材置場として使っていたのではないかと思います。拡幅されて少しずつ、狭くなり、次の議案第3号処理番号1号に関しましては本当に小さな面積になっていますが、多分20年前はもう少し大きく使っていて、手続きを忘れていたというような状態ではないかと思います。

議長(会長 齋藤孝夫君)

塚田会長職務代理者、いかがですか。

塚田会長職務代理者

分かりました。

議長(会長 齋藤孝夫君)

その他、発言はありませんか。飯村委員。

飯村委員

処理番号6号について、去年の9月に転用許可を受けて、すぐに違う人に売買するというのは、何かの意図があるのかと思いますが。

議長(会長 齋藤孝夫君)

事務局、お願いします。

事務局(渡辺広行君)

飯村委員のご質疑にお答えいたします。昨年9月に、この譲渡人が、アパート経営の会社ですので、アパートを建てるということで土地を取得しました。アパートを建てる事業を進めていたところ、ちょうど譲受人がアパート経営をしたいということで、たまたま同じタイミングで、この会社に相談があったようです。本来であれば事業計画変更ということで、譲渡人の会社が受けるところを、譲受人の方が受け直すというような申請にしたかったところなのですが、事業が進んでいて所有権移転登記などは済んでしまったところでありました。そのようなことで、事業計画を進めるに当たって、商談がまとまったために、会社ではなく個人の方の経営に切替えたこと、ご理解いただければと思います。

議長(会長 齋藤孝夫君)

飯村委員、よろしいですか。

飯村委員

はい。

議長(会長 齋藤孝夫君)

その他、発言はございますか。

(「なし」と発する者あり)

議長(会長 齋藤孝夫君)

なければお諮りいたします。本案につきましては、申請のとおり処分することに異議ありませんか。

(「異議なし」と発する者あり)

議長(会長 齋藤孝夫君)

異議なしと認め、左様決しました。

続いて、議案第3号、農地法第5条の規定による賃借権設定許可申請に対する処分についてを、議題

といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長(塚越 剛君)

4ページ並びに、参考資料の15ページをお開き願います。

議案第3号、農地法第5条の規定による賃借権設定許可申請につきましては、今回、2件の申請であります。ご説明申し上げます。

処理番号1号、申請地、加養地内、登記、田、現況、雑種地、31㎡、平成10年10月頃より資材置場として無断転用していたため、始末書添付の上、申請するものでございます。

参考資料の17ページをお開き願います。

処理番号2号、申請地、見田地内、畑、684㎡、転用目的は、既存資材置場が手狭であるため、隣接する申請地に資材置場を設けるものでございます。

農地区分及び許可方針につきましては、渡辺係長から説明いたさせます。

事務局(渡辺広行君)

農地法に基づく農地区分及び許可方針についてご説明いたします。

議案書は4ページ、参考資料は、15ページ・16ページをご覧願います。

処理番号1号、立地基準の農地区分につきましては、10ha以上の区域内にある農地であるため、第1種農地と判断され、許可方針は原則不許可ですが、業務上必要であり、かつ、住宅が70m以内に6戸以上、立地している集落に接続して設置されるものであることから、不許可の例外規定に該当いたします。また、一般基準につきましては、農地転用の必要性など、支障のない計画となっております。

参考資料は、17ページ・18ページをご覧願います。

処理番号2号、立地基準の農地区分につきましては、10ha以上の区域内にある農地であるため、第1種農地と判断され、許可方針は原則不許可ですが、業務上必要であり、かつ、住宅が70m以内に6戸以上、立地している集落に接続して設置されるものであることから、不許可の例外規定に該当いたします。また、一般基準につきましては、農地転用の必要性など、支障のない計画となっております。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長(会長 齋藤孝夫君)

説明を終わります。次に担当委員の調査について、順次報告願います。

(議案第3号)

処理番号1号:草間委員

議案第3号 処理番号1号について報告いたします。申請地は、下妻第二高等学校第2運動場から南西へ約150mにあり、すでに資材置場として利用されており、その内容は始末書で確認しました。2月22日、地区委員2名、事務局職員綿貫主事と現地調査を行いました。申請人への確認は、賃借人には会社訪問にて行い、また、賃貸人には電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、資材置場へ転用することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく願います。

処理番号 2 号:鈴木委員

議案第 3 号 処理番号 2 号について報告いたします。申請地は、千代川体育館から東へ約 800m にあり、休耕でしたが、きれいに管理されていました。2 月 21 日、地区委員 3 名、事務局職員綿貫主事と現地調査を行いました。申請人への確認は、賃借人には電話にて行い、また、賃貸人には自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、資材置場へ転用することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

議長(会長 齋藤孝夫君)

調査結果について発言はありますか。

(「なし」と発する者あり)

議長(会長 齋藤孝夫君)

なければお諮りいたします。本案につきましては、申請のとおり処分することに異議ありませんか。

(「異議なし」と発する者あり)

議長(会長 齋藤孝夫君)

異議なしと認め、左様決しました。

続いて、議案第 4 号、農地法第 5 条の規定による使用貸借権設定許可申請に対する処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長(塚越剛君)

5 ページ並びに参考資料の 19 ページをお開き願います。

議案第 4 号、農地法第 5 条の規定による使用貸借権設定許可申請につきましては、今回 1 件の申請であります。ご説明申し上げます。

処理番号 1 号、申請地、山尻地内、畑、427 m²、申請理由は、自己住宅の建築でございます。

農地区分及び許可方針につきましては、渡辺係長から説明いたさせます。

事務局(渡辺広行君)

農地法に基づく農地区分及び許可方針についてご説明いたします。

議案書は 5 ページ、参考資料は、19 ページ・20 ページをご覧願います。

処理番号 1 号、立地基準の農地区分につきましては、10ha 以上の区域内にある農地であるため、第 1 種農地と判断され、許可方針は原則不許可ですが、住宅であり、かつ、住宅が 70m 以内に 6 戸以上、立地している集落に接続して設置されるものであることから、不許可の例外規定に該当いたします。また、一般基準につきましては、農地転用の必要性など、支障のない計画となっております。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長(会長 齋藤孝夫君)

説明を終わります。次に担当委員の調査について、報告願います。

(議案第4号)

処理番号1号:草間委員

議案第4号 処理番号1号について報告いたします。申請地は、JA常総ひかりカントリーエレベーターから南東へ約450mにあり、休耕でしたが、きれいに管理されていました。2月22日、地区委員2名、事務局職員綿貫主事と現地調査を行いました。申請人への確認は、借人には電話にて行い、また、貸人にも電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、周辺農地への影響はなく、自己住宅へ転用することについて、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく願います。

議長(会長 齋藤孝夫君)

調査結果について発言はありませんか。

(「なし」と発する者あり)

議長(会長 齋藤孝夫君)

なければお諮りいたします。本案につきましては、申請のとおり処分することに異議ありませんか。

(「異議なし」と発するものあり)

議長(会長 齋藤孝夫君)

異議なしと認め、左様決しました。

続いて、議案第5号、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長(塚越剛君)

6ページをお開き願います。

議案第5号、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請につきましては、今回、12件の申請であります。ご説明申し上げます。

処理番号1号、申請地、黒駒地内、田、689㎡、申請理由は、農業経営規模拡大で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

処理番号2号と3号は関連がございますので、一括して説明させていただきます。

処理番号2号、申請地、亀崎地内、田、2,050㎡、及び処理番号3号、申請地、加養地内、田、2,339㎡につきましては、農地を集約し、耕作しやすくするための相互交換で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると

考えられます。

7ページをご覧ください。

処理番号4号、申請地、古沢及び小島地内、13筆、田及び畑、合計21,273㎡、申請理由は、親子間贈与で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

処理番号5号、申請地、神明及び北大宝地内、2筆、畑、合計714㎡、申請理由は、親族間の贈与で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

処理番号6号、申請地、鎌庭地内、畑、134㎡、申請理由は、耕作地に隣接する申請地の取得で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

8ページをお開き願います。

処理番号7号、申請地、平沼地内、7筆、登記、田及び畑、現況、田、合計3,539㎡、申請理由は、農業経営規模拡大で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載のとおりです。公益社団法人 茨城県農林振興公社が先月の報告第2号で取得した農地の売り渡しであります。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

処理番号8号、申請地、北大宝地内、3筆、畑、合計3,162㎡、申請理由は、農業経営規模拡大で、耕作面積、従農者数、農機具等は議案書に記載のとおりです。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

処理番号9号、申請地、皆葉地内、畑、643㎡、申請理由は、兄弟間の贈与で、耕作面積、従農者数、農機具等は議案書に記載のとおりです。農地法第3条第2号各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

9ページをご覧ください。

処理番号10号、申請地、原地内、畑、267㎡、申請理由は、耕作地に隣接する申請地の取得で、耕作面積、従農者数、農機具棟は議案書に記載のとおりです。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

処理番号11号、申請地、大串地内、畑、1,486㎡、申請理由は、農業経営規模拡大で、耕作面積、従農者数、農機具等は議案書に記載のとおりです。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

処理番号12号、申請地、高道祖地内、田、2,887㎡、申請理由は、農業経営規模拡大で、耕作面積、従農者数、農機具等は議案書に記載のとおりです。農地法第3条第2号各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

以上でございます。

議長(会長 齋藤孝夫君)

説明を終わります。次に担当委員の調査について、順次報告願います。

(議案第5号)

処理番号1号:鶴見委員(代理報告)

議案第5号 処理番号1号について報告いたします。申請地は、上妻市民センターから北西へ約350mにあり、水稻の刈り取り後、きれいに管理されていました。2月18日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人には自宅訪問にて行い、譲渡人には電話及び自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

処理番号2号・3号:高橋委員※一括報告

議案第5号 処理番号2号及び処理番号3号について報告いたします。申請地は、千代川カントリーエレベーターから北東へ約750m圏内にあり、水稻の作付け後、耕運されており、きれいに管理されていました。2月19日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

処理番号4号:齊藤(森)委員

議案第5号 処理番号4号について報告いたします。申請地は、下妻第二高等学校第2運動場から約800m圏内にあり、一部は総上・豊加美ほ場整備地区内に編入され、荒整地がされていました。残りの農地は、水稻の作付け後、または小麦の作付けがされ、きれいに管理されていました。2月20日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人には自宅訪問にて行い、譲渡人にも自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

処理番号5号:程塚委員

議案第5号 処理番号5号について報告いたします。申請地は、騰波ノ江駅から南西へ約600mにあり、議案書の上段の畑は野菜が、下段の畑は梨の作付けがされていました。2月23日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人には自宅訪問にて行い、譲渡人には電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

処理番号6号:羽賀委員(代理報告)

議案第5号 処理番号6号について報告いたします。申請地は、ほっとランド・きぬから東へ約400mにあり、休耕でしたが、きれいに管理されていました。2月18日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人には自宅訪問にて行い、譲渡人にも自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

処理番号 7 号:栗原委員

議案第 5 号 処理番号 7 号について報告いたします。申請地は、大宝保育園から北西へ約 250m にあり休耕でしたが、きれいに管理されていました。2 月 17 日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3 条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

処理番号 8 号:白井委員

議案第 5 号 処理番号 8 号について報告いたします。申請地は、霞ヶ浦農業用水管理センターから約 550m 圏内にあり、議案書上段の農地については、芝の作付けがされていました。中段の農地は、休耕で枯れ草が繁茂していました。下段の農地は休耕でしたが、きれいに管理されていました。2 月 19 日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3 条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、譲渡人にも電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

処理番号 9 号:羽賀委員

議案第 5 号 処理番号 9 号について報告いたします。申請地は、大形郵便局から南へ約 700m にあり、休耕でしたが、きれいに管理されていました。2 月 21 日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3 条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人には電話にて行い、譲渡人にも電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

処理番号 10 号:鈴木委員

議案第 5 号 処理番号 10 号について報告いたします。申請地は、千代川郵便局から南西へ約 100m にあり、休耕でしたが、きれいに管理されていました。2 月 21 日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3 条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人には自宅訪問にて行い、譲渡人にも自宅訪問にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

処理番号 11 号:白井委員

議案第 5 号 処理番号 11 号について報告いたします。申請地は、JA 常総ひかり平沼集出荷所から東へ約 300m にあり、休耕でしたが、きれいに管理されていました。2 月 21 日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3 条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、譲受人には自宅訪問にて行い、譲渡人にも電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

処理番号 12 号:塚田委員

議案第 5 号 処理番号 12 号について報告いたします。申請地は、高道祖小学校から北西へ約 1km にあり、水稻の刈り取り後、耕運されきれいに管理されていました。2 月 18 日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3 条チェックシートで確認し、許可要件に問題ありません。申請人への確認は、電話にて行い、申請事由のとおりであることを確認しました。申請書の確認及び現地調査の結果、問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

議長(会長 齋藤孝夫君)

調査結果について発言はありませんか。

(「なし」と発する者あり)

議長(会長 齋藤孝夫君)

なければお諮りいたします。本案につきましては、申請のとおり処分することに異議ありませんか。

(「異議なし」と発する者あり)

議長(会長 齋藤孝夫君)

異議なしと認め、左様決しました。

続いて、議案第 6 号、現況証明書の交付決定について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長(塚越剛君)

10 ページをお開き願います。

議案第 6 号、現況証明書の交付決定につきましては、今回、3 件の願出であります。非農地証明は、現況が山林等で農地に復元することが著しく困難であるもの、又は宅地等になってから 20 年以上経過し、かつ違反転用に対して是正指導中でないもの等が交付の対象となります。ご説明を申し上げます。

処理番号 1 号、願出地、下妻地内、畑、316 m²、現況が山林であるため、願出されたものであります。

処理番号 2 号、願出地、北大宝地内、畑、597 m²、現況が山林であるため、願出されたものであります。

処理番号 3 号、願出地、北大宝地内、2 筆、畑、合計 136 m²、現況が原野であるため、願出されたものであります。

以上でございます。

議長(会長 齋藤孝夫君)

説明を終わります。次に担当委員の調査について、順次報告願います。

(議案第 6 号)

処理番号1号:稲川委員

議案第6号 処理番号1号について報告いたします。願出地は、下妻簡易裁判所から南東へ約100mにあり、山林化していました。2月21日、地区委員2名、事務局職員堤主事と現地調査を行いました。願出人への確認は、電話にて行い、願出事由のとおりであることを確認しました。願出書の確認及び現地調査の結果、山林化していることから、証明書の交付について問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

処理番号2号:白井委員

議案第6号 処理番号2号について報告いたします。願出地は、霞ヶ浦農業用水管理センターから北西へ約1kmにあり、山林化していました。2月21日、地区委員2名、事務局職員堤主事と現地調査を行いました。願出人への確認は、電話にて行い、願出事由のとおりであることを確認しました。願出書の確認及び現地調査の結果、山林化していることから、証明書の交付について問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

処理番号3号:白井委員

議案第6号 処理番号3号について報告いたします。願出地は、霞ヶ浦農業用水管理センターから北西へ約400mにあり、原野化していました。2月21日、地区委員2名、事務局職員堤主事と現地調査を行いました。願出人への確認は、電話にて行い、願出事由のとおりであることを確認しました。願出書の確認及び現地調査の結果、原野化していることから、証明書の交付について問題ないと判断しました。

ご審議よろしく申し上げます。

議長(会長 齋藤孝夫君)

報告を終わります。発言はありませんか。

(「なし」と発する者あり)

議長(会長 齋藤孝夫君)

なければお諮りいたします。本案につきましては、証明書を交付することに異議ありませんか。

(「異議なし」と発する者あり)

議長(会長 齋藤孝夫君)

異議なしと認め、左様決しました。

続いて、議案第7号、下妻市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長(塚越剛君)

議案第7号の別紙をお開き願います。

議案第7号、下妻市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議につきましては、公的機関である農業委

員会が、その職務執行にあたり、法令遵守する姿勢を、明文化し、取り組んでいくために、申し合わせ決議を行うものでございます。

内容につきましては、杉田補佐から説明いたさせます。

事務局職員(杉田由里子君)

それでは、議案第7号、下妻市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について、ご説明いたします。こちらは、各委員が法令を遵守し、公正・公平な職務遂行による農地制度の適正執行に努められるよう、農業委員会組織として改めて綱紀粛正の徹底を図っていく目的で決議するものであります。また、全国農業会議所からも、年に1回以上申し合わせを実施するよう要請がなされているところでございます。

それでは、参考資料に綴ってあります、議案第7号、下妻市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について、の1枚目をめくっていただき、2枚目をお開きください。

こちらが、下妻市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議(案)でございます。上段において、農業委員及び農地利用最適化推進委員の責務について記載し、下段については、申し合わせの内容が記載されております。

それでは、決議(案)について、読み上げさせていただきます。下妻市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議(案)、私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。

- 1 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。
- 2 農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。

以上が決議(案)となります。ご審議くださいますようよろしくお願いいたします。

議長(会長 齋藤孝夫君)

説明を終わります。発言はありませんか。

(「なし」と発するものあり)

議長(会長 齋藤孝夫君)

なければお諮りいたします。本案につきましては、原案のとおり決議することに異議ありませんか。

(「異議なし」と発するものあり)

議長(会長 齋藤孝夫君)

異議なしと認め、左様決しました。2枚目の(案)を削除願います。

ここで、暫時休憩といたします。再開は午後 2 時 45 分といたします。

(農地利用最適化推進委員 入室・着席)

議長(会長 齋藤孝夫君)

それでは、休憩前に戻り会議を始めます。

ここからは、農地利用最適化推進委員の皆様にも参加いただいております。

それでは、報告第 1 号、農地法第 32 条の規定による利用意向調査に係る結果について報告願います。
局長。

事務局長(塚越剛君)

別紙の報告第 1 号をご覧ください。

報告第 1 号、農地法第 32 条の規定による利用意向調査に係る結果につきましては、利用状況調査の結果、A 分類と判断された農地の所有者に対し、農地法第 32 条第 1 項の規定に基づき利用の意向について調査を行った結果をご報告するものでございます。

内容につきましては、綿貫主事から説明いたさせます。

事務局(綿貫千秋君)

報告第 1 号、農地法第 32 条の規定による利用意向調査に係る結果についてご説明申し上げます。

農地パトロールの結果、現地が A 分類・1 号、現に耕作されず、今後も耕作が見込まれない、または、A 分類・2 号、必要な管理が行われておらず低利用であると判断された農地について、農地の所有者に今後の利用意向の調査を行ったものです。

報告第 1 号の 1 ページをお開き願います。

利用意向調査の集計結果についてご説明いたします。表の見方でございますが、一番左から地区名、利用意向調査の対象農地の筆数及び面積、回答の内訳、回答があった筆の合計筆数及び面積となっております。

令和 5 年度においては、全体で 448 筆、合計 374,074 m²について、所有者に調査票を送付し、1 か月の調査期間の結果、223 筆、合計 180,877 m²の回答がございました。全体の回答率は、49.8%となっております。

なお、本調査において回答がありました各筆の個別結果につきましては、2 ページから 17 ページまで、地区ごとに掲載しておりますので、後ほどご確認ください。

報告第 1 号の最後のページをご覧ください。

利用意向調査後の流れについてご説明いたします。利用意向調査後、作付再開や耕起等の保全管理がなされた場合、(1)遊休化が解消された農地とし、通常の農地と同じ取り扱いになります。それに対し、現地に変化が見られない場合、(2)継続して確認が必要な農地として、次年度においても利用状況調査の対象となります。

意向調査において、貸付を希望すると回答された農地の所有者に対しましては、貸付希望農地制度の案内を発送しており、制度への申込みがあった場合、令和 6 年 4 月より貸付希望農地に追加し、耕作者を募集いたします。貸付希望農地として掲載後、借り手が見つかり、作付けや保全管理が見込まれる農地に

つきましては、(3)遊休化が解消された、または、解消が見込まれる農地となり、(1)と同じく、通常の農地と同じ取扱とします。

なお、貸付希望農地として掲載後も次年度調査までに借受けの申出がなく、保全管理も行われない農地につきましては、遊休化が解消されない農地となりますので、(2)継続して確認が必要な農地として、次年度においても利用状況調査の対象となります。

以上でございます。

議長(会長 齋藤孝夫君)

説明を終わります。これは報告事項でございますが、遊休農地に関することですので、皆さんから何かございましたらご発言願います。最適化推進委員の皆さんもご意見があればよろしくお願いたします。

今日、毎年農地の1%ぐらいが遊休農地になるのではないかというテレビ報道がありました。先日も、前橋市の農業委員会へ出向いて遊休農地についての意見交換等を行ってきましたが、課題は同じで、この農業委員会も大変な問題に取り組んでいます。また、来年の3月までに地域計画を策定しなければならないのですが、それについても遊休農地の問題も含まれると思うので、どんな意見でもよろしいので、もし発言があれば承りたいと思います。

石島委員、いかがですか、どういう考えを持っていますか。

石島農地利用最適化推進委員

総上地区については、集積・集約がされています。大事なのは、遊休農地が出やすい農地、出にくい農地というのがあると思います。遊休農地が出やすい農地は、少し状況を考えていかななくてはならないという感じがします。今泉・中居指・二本紀については、遊休農地が多分少ない地域ですが、ただこれが全体で見るとなかなか難しいと思います。土地が個人の持ち物という意識が強いので、その辺は少し柔軟になってほしいところです。現在、地域の座談会を行っていますが、重要なことだと思っています。それも含めて、我々も協力していきたいと思っています。

議長(会長 齋藤孝夫君)

ありがとうございました。続いて、上妻地区の小林委員いかがですか。

小林農地利用最適化推進委員

草が、ぼうぼうと茂っている場所は毎回同じです。そういうところは、最終的に、県か市で面倒を見てもらわないと、まとまらないと思います。よろしくお願いたします。

議長(会長 齋藤孝夫君)

ありがとうございました。続いて、飯田委員いかがですか。

飯田農地利用最適化推進委員

豊加美地区でも、遊休農地として提出した場所がありましたが、貸し付けの話までしなかったというのが現状です。例えば、今年度の確認のときに自分で耕作できなくなったから、遊休農地になったというのは何件かありましたが、その中で貸付したいというのは1件しかなかった。自分で所有者に貸付してもよいか聞

けば返事があったと思いますが、そこまでやってなかったので、今後、所有者との話の中で、貸し付けしても良いか聞かなくてはならないと、今日の資料を見て感じました。以上です。

議長(会長 齋藤孝夫君)

ありがとうございました。下妻地区の田崎委員いかがですか。

田崎農地利用最適化推進委員

私が農地パトロールをしている所の中で、下町は湿地状態で、なかなか解消が難しいと思っています。そこを解消するには、土地を改良していかないと解消できないのではないかと思います。そうなると、耕作者との話合いからだと思いますが、所有者にもお金がかかることなので、意向がどうなのか、その辺が一番難しいところではないかと思います。

議長(会長 齋藤孝夫君)

ありがとうございました。その他ご意見がございましたらお願いします。齊藤(森)委員。

齊藤(森)委員

私は、前職の関係で、今では市内で、店舗やアパート、医院などになっている土地を知っています。そこも以前は遊休農地でしたが、埋め立てをしたのです。ですから、現在遊休農地で、今後の管理が難しい場合には、転用して農地以外の利用を考えるのもよろしいかと思います。

議長(会長 齋藤孝夫君)

ご意見ありがとうございます。その他、ございますか。羽賀委員。

羽賀委員

遊休農地というと、土地の状況が悪いところもありますが、良いところもあります。借りたいという人がいて、間に入って調べたことがありますが、持ち主が4組いて、ほとんど連絡がつかない人が多く、せっかく借りて耕作したいという人がいましたが、いろいろな先に渡っていて、最終的にたどれないという状況でした。その辺をどうにか解消できれば、何か所か借手が見つかるような場所もあるので、どうにかならないかと思っています。

議長(会長 齋藤孝夫君)

はい、ありがとうございます。いろいろご意見をいただいて、個人情報の問題とか農地の名義の書換えとか、これから法的に進むとは思いますが、そういうものも解消しながらやっていかないといけない。我々の力だけではどうしようもないこともたくさんあるので、声を大きくしていかないと、国も動いてくれないと思います。皆さんの意見を大事にしながら、我々農業委員会でも、国、県、市に対する要請もしていきたいと思えます。ありがとうございました。

それでは、いろいろとご意見をいただきましたが、これは報告事項ということでご承認のほどよろしく願いいたします。

続きまして報告第2号制限除外の農地の異動届について報告願います。局長。

事務局長(塚越剛君)

議案書は 11 ページをお開き願います。

報告第 2 号、制限除外の農地の移動届出につきましては、今回 1 件の届出であります。ご報告申し上げます。

届出番号 1 号、届出地、高道祖地内、畑、367 m²、届出理由は、歩道整備工事に伴い、届出地に作業ヤード及び資材置場を設けるため一時転用するものであり、去る 1 月 12 日、届出があり、内容を審査した結果、適法でありますので、届出を受理したことをご報告申し上げます。

以上でございます。

議長(会長 齋藤孝夫君)

これも報告事項でございますので、ご承認のほどよろしく願いいたします。

続いて、報告第 3 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書受理について、報告願います。局長。

事務局長(塚越剛君)

12 ページをお開き願います。

報告第 3 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書受理について、ご報告申し上げます。

農地法第 18 条第 6 項の規定による合意の解約が議案書に記載のとおり、12 ページから 15 ページまで、19 件ございました。全件、添付書類も含めて完備されており、受理いたしましたので、ご報告を申し上げます。

以上でございます。

議長(会長 齋藤孝夫君)

これも報告事項でございますので、ご承認のほどよろしく願いいたします。

以上で本日の案件は、すべて終了いたしました。慎重なるご審議ありがとうございました。以上を持ちまして、令和 6 年第 2 回下妻市農業委員会総会を閉会いたします。

議事終了 (午後 15 時 00 分)

議長 齋藤孝夫

署名委員 稲川広美

署名委員 飯村春夫